

## 令和8・9年度 建設工事業者格付基準

### (土木一式工事)

ランク	経営事項審査の総合評定値
A	1,000以上
B	650～999
C	649以下

※特定建設業の許可を受けているCランクの事業者は、一段上に格付けするものとする。

### (建築一式工事)

ランク	経営事項審査の総合評定値
A	950以上
B	550～949
C	549以下

※特定建設業の許可を受けているCランクの事業者は、一段上に格付けするものとする。

### (その他の工事)

土木一式、建築一式以外の工事については、格付け(ランク設定)なし。